

資料 9-3-2

高等学校における「多重債務」に関する授業について

参考資料

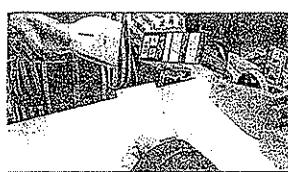
神奈川県立海老名高等学校教諭

梶ヶ谷 穂

I 自立した消費者への道

① 消費者問題を販売方法や安全性の面から調べてみよう。

② クレジットカードやキャッシュカードのように、手持ちの貨幣がなくても物やサービスを購入したり現金の出し入れができるシステムの普及した社会のこと。近年、カード世代といわれる若者を中心に、クレジットカードなどによる支払い能力を大幅に上回る買い物や多額のローンのために、医療不能におちいったり、自己破産におちいる例が増加している(→p.109)。



③ クレジットカードの利用

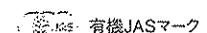
④ 出版物など一部の商品については、再販価格維持制度(再販制度)が法律で定められている。



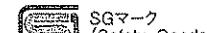
JISマーク
(日本工業規格)



JASマーク
(日本農林規格)



有機JASマーク



SGマーク
(Safety Goods)



エコマーク

⑤ 商品選択のめやすとなるマークの例

⑥ 消費者問題関連年表

消費者主権

民主主義国家の主権者が国民であるとしたら、市場経済の「主権者」は消費者である。なぜなら、ある商品を購入しようとすることはその商品に「円」という票を投じることと同じだといってよいからである。

しかし、消費者主権はいつもじゅうぶんな形で実現するとは限らない。消費者は企業の広告や宣伝をうのみにして商品を購入することになりやすい(依存効果)し、必要性や懐ぐあいを考えず、友人たちが持っているから、流行しているからという理由だけで購入しようとする(デモンストレーション効果)場合もある。カード社会、キャッシュレス社会はこのような傾向を助長する一因になっている。

消費者問題の発生 企業が商品についての情報を故意に隠したり、
消費者運動 商品広告が誇大広告や虚偽の広告であったりすると、消費者の利益を不当にそこなうことになる。また生産者は製品の安全性に細心の注意をはらう義務を負っているにもかかわらず、安全性に対する配慮がたりなかつたために事故が発生する場合がある。商品そのものには問題がなくても、商品の販売方法の点で、消費者に不当な不利益を与える場合もある。他の商品と一緒にでなければ売らない抱き合わせ販売や、メーカーが卸業者や小売業者の販売価格を決めてそれを守らせる再販価格維持行為などがそうである。

日本では、高度経済成長の時代に入ると、食品による健康被害や薬害、家庭電気製品や自動車などの製品欠陥による事故が頻発し、石油危機のころには灯油販売における抱き合わせ販売も社会問題になった。

1948	消費者協同組合法制定	1975	マルチ商法被害者対策委員会を結成
51	日本生活協同組合連合会結成	76	訪問販売法制定
55	森永ヒ素ミルク中毒事件	83	サラ金規制法制定
57	第1回全国消費者大会	92	多重債務で自己破産急増
60	にせ牛丼事件	94	製造物責任法(PL法)制定
61	日本消費者協会設立	2000	消費者契約法制定
62	サリードマイト事件		訪問販売法改正(特定商取引法に改称)
68	消費者保護基本法制定	01	牛海綿状脳症(BSE)感染牛発見
	カネミ油症事件	03	食品安全基本法制定
70	国民生活センター発足	04	消費者基本法制定
	スモン病問題でキノホルム販売中止	05	預金者保護法制定
72	PCBによる汚染魚問題発生	06	金融商品取引法制定
73	石油危機によるモノ不足騒ぎ		貸金業法制定

このようにして消費者問題が社会的な問題となりだしたころ、企業は責任の所在をあいまいにし、被害者に対しては個別の補償で対応しようとした。しかし被害が拡大すると消費者は各種の消費者団体を結成して消費者運動を展開し、そのなかでしだいに消費者固有の権利を確立していった。1962年にアメリカのケネディ大統領が議会に送った「消費者の利益保護に関する特別教書」のなかで明確にした「消費者の四つの権利」はアメリカばかりでなく、他の国々の消費者行政にも大きな影響を与えた。

行政側の対応

日本でも高度経済成長期を通じて消費者運動が高まりをみせた。これを受けて政府も消費者保護に取り組まざるをえなくなり、消費者保護の基本的枠組みを定める消費者保護基本法が制定された(2004年に消費者基本法に改称)。訪問販売などの契約上のトラブルに対してはクーリングオフ制度が設けられ、事故の被害者の救済についても長い間懸案となっていた製造物責任法(PL法)が制定・施行された。さらに契約上のトラブルから消費者を守るために消費者契約法が制定された。

近年、キャッシュセールスなどにおける契約上のトラブルや、マルチ商法など詐欺まがいの商法、さらに架空請求などによる被害が大きな問題となっている。そして、ネット取引などで代金支払いをめぐるトラブルも跡を絶たない。(→p.109)
また、牛海綿状脳症(BSE)や鳥インフルエンザの問題など食品安全性や信頼性への不安が広がり、トレーサビリティ制度の導入などによる安全な食品の安定供給が求められている。

問題商法	相談件数	契約者の特徴	平均契約金額(円)	おもな商品・役務	販売方法や問題点
電話勧誘	81996	20~40代	685141	教養娯楽教材、資格講座、サラ金・フリーローン、ワープロ・パソコン内蔵	不意打ち性や交渉過程が書面に残らないという特質により強引な勧誘や明らかな虚偽説明が横行。法規制されており指定商品であればクーリングオフできるが、拒否されるケースもある。
家庭訪販	64974	家事従事者	909486	ふとん類、浄水器、新聞、補習用教材、建物清掃サービス	業者が消費者宅を訪問し、商品・サービスを販売するもの。強引な勧誘、夜間や長時間におよぶ勧誘など、問題が多い。電話で在宅を確認したうえで訪問するものもある。
電子商取引	48605	20~40代の男性	156438	電話情報サービス、オンライン等閑通サービス、オンライン情報サービス	オンラインショッピングなど、インターネットなどのネットワーク上でこなう取引のこと。利用した覚えのない「架空請求」や有料サイト上での「不当請求」に関する相談が多い。
無料商法	42393	20~40代の男性	184841	電話情報サービス、プロバイダ、エステティックサービス	「無料招待」「無料サービス」「無料体験」など「無料」をセールスマークに広告でうたつたりして人を集め、高額な商品やサービスを売りつける手法。
被害にあった人を勧誘(二次被害)	33337	20~40代の男性	592179	資格講座、教養娯楽教材、複合サービス会員、アクセサリー	一度被害にあった人をふたたび勧誘して、二次的な被害を与えること。「資格講座を解約してあげる」など前の被害の救済のよう見せかけて、再度金銭を支払わせるケースが多い。

⑦ 安全の権利、知られる権利、選ぶ権利、意見を聞いてもらう権利。CI(国際消費者機構)では、基本的ニーズが保障される権利、救済の権利、消費者教育の権利、健全な環境の権利を合わせ、八つの権利を主張している。

⑧ 消費者主権は具体的にどのような権利として保障されているか調べてみよう。

⑨ 消費者が結んだ契約で、一定期間内(訪問販売の場合は8日間)であれば、無条件で購入申し込みの撤回や契約の解除ができる制度のこと。

⑩ 製造物の欠陥による被害に対し、製造者などが過失の有無にかかわらず損害賠償責任を負うことを定めている。

⑪ 業者の虚偽の情報にもとづく契約を取り消したり、消費者に不当に不利な契約条項を無効にすることができるなど、不当な契約から消費者を保護すること目的としている。

⑫ 生産から販売まで食品の流通履歴を追跡できるシステムのこと。

最近のおもな問題商法 (消費生活年報2005)

資料 2

多重債務をめぐる新聞報道(2004年)

コンビニエンスストアのATM



→選択は自己責任で

身近な金融の変化と合理的な選択

カード社会の到来や金融の自由化などの変化のなかで、金融に関する消費者被害が増大しています。消費者に、合理的な選択能力が求められています。

わが国では高度経済成長にともなう経済と消費の急速な拡大のなかで、消費者の保護が社会問題となってきた。これまで、商品の安全性や不当表示、不公正取引などが問題であったが、近年のインターネット取引の増大やカード社会の到来、金融の自由化の流れのなかで、消費者問題はこれまでとは異なる性格をもってきている。

インターネット取引では、売り手、買い手ともたがいに相手が見えず、クリックするだけで

「カードで換金」商法急増

日立つ多重債務者

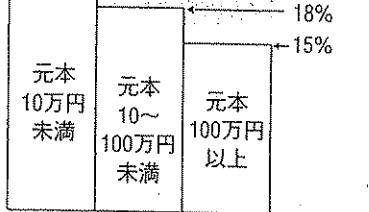
通行各社負債肩代わり

元本10万円未満

元本10～100万円未満

元本100万円以上

違法金利 グレーゾーン



利息制限法

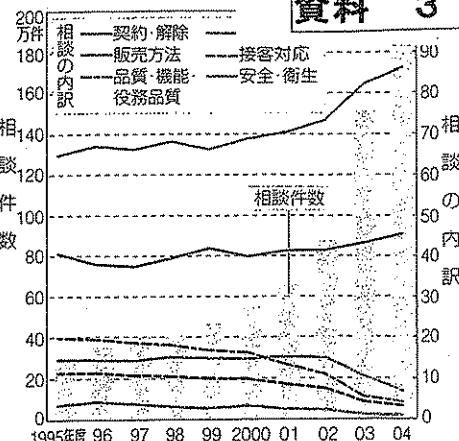
◎制限金利に関する法律(金融広報委員会資料)出資法(年利上限が29.2%)では、利息制限法(年利上限15~20%)をこえるグレーゾーン金利について、一定の要件を満たせば利息の支払いを認めていた。多重債務者の増加などが問題となるなか、2006年の貸金業規制法改正(貸金業法に改称)で、出資法についてのグレーゾーン金利部分が2009年をめどに廃止され、上限金利は年利15~20%に引き下げられる。

契約が成立する。そのため、架空請求や不当請求、オークションにおける偽取引などが問題となっている。

クレジットカードは、1980年代以降発行数が急増し2005年度には2億9千万枚が国内で発行された。消費者にとって、クレジットカードは、現金をもたなくとも一定額まで買い物ができるというメリットがあり、一定の金利で借り入れをすることもできる。消費者がカードを使って買い物をすると、カード会社には一定の手数料が入る。また、商店やデパートには売り上げの増大、金融機関には代金引き落としのための預金口座の確保というメリットがある。こうした事情があるため、クレジットカードの会員獲得のための激しい競争が、さまざまな形で展開されている。

一方、クレジットカードによる買い物や借り入れ、消費者金融会社からの借り入れがかさみ、借金を返済するために借金を重ねるという多重債務者の増加が問題となっている。法定限度をこえた利息を要求する違法な金融会社もみられる。わたしたちは、クレジットカードによる買い物も資金の借り入れも同じ借金であることをわきまえ、安易に借り入れをすることなく、また借り入れをする場合は、利息計算を正しくおこない、返済可能な計画をたてることが大切である。

金利の自由化にともなうさまざまな金融商品の登場、ペイオフの解禁、給付が運用によって変動する確定拠出型年金制度の開始などは、消費者がリスクを自ら判断して選択する社会が到来しつつあることを示している。



①消費者からの相談件数の推移とその内訳
「消費生活年報」各年次版による。

直運動などによって、生産者と消費者が「顔の見える関係」をつくる動きも活発化してきた。一方、消費者保護のためには、企業が社会的責任を自覚するとともに、行政の役割が重要である。1962年、アメリカのケネディ大統領が表明した「4つの権利」(安全である権利、知らされる権利、選択できる権利、意見が反映される権利)の影響を受けて、日本でも1968年に消費者保護基本法が制定され、消費者の利益と安全を守るために施策が講じられるようになった。地方公共団体も、各地に消費者センターを設置して、消費者の要望に対応している。

また、1995年には、欠陥商品による被害の救済を目的に製造物責任法(PL法)が施行され、2000年には、不当契約や悪質業者から消費者の利益を守ることを目的とした消費者契約法が制定された。

自立した消費者へ

企業や行政に対する要求と同時に、消費者の側も自覚的な消費をすすめていくことが必要である。たとえば、キャッシュレス時代の現在、自己の預貯金や返済能力を考えない、安いカードの利用はしない心がまえが必要であろう。また、環境に配慮した商品を選択するグリーン・コンシューマーの視点 green consumer も必要となっている。

現代の消費者には、購入しようとする商品やサービスに関する情報収集を、みずからの努力で積極的におこなうなど、今まで以上の自己責任が求められている。また、自立した消費者を育成するためには、企業や行政からの適切な情報提供も不可欠である。こうした観点から、2004年に、消費者保護基本法は消費者基本法へと改正された。

消費者問題

ひろがる消費者問題

私たちのまわりには、大量の商品が販売されている。しかし、消費者は企業が生産し、広告・宣伝する商品を受け身の形で消費することが少なくない。

また、最近の「カード社会」では、契約に対する無理解からトラブルが発生したり、消費者金融の無計画な利用によって多重債務におちいり、自己破産するケースも多発している。販売方法も、割賦販売・訪問販売・通信販売・インターネット販売などがひろがり、売買契約をめぐるトラブルが増えている。契約には責任がともなうことには注意しなければならない。また、訪問販売などでは、契約を結んだ後でも、一定の期間内であれば契約を解消できるクーリング・オフの制度があることも知っておく必要がある。

消費者運動と消費者行政

これまで消費者の側では、欠陥商品や有害商品の追放運動をすすめる商品テスト運動や、自分たちで協同組合をつくり、安全でよりよい品物をより安く消費者に届ける生活協同組合(生協)運動がすすめられてきた。また、農産物の産

消費者問題関連年表

1948 消費生活協同組合法制定	1975 マルチ商法問題発生
51 日本生活協同組合連合会結成	76 訪問販賣法制定
55 森永ヒ素ミルク中毒事件発生	79 滋賀県、合成洗剤追放条例制定
56 全国消費者団体連絡会結成	83 サラ金規制法制定
57 第1回全国消費者大会	89 消費税3%実施
61 日本消費者協会設立	92 多重多額債務で自己破産急増
62 サリドマイド事件発生	93 環境基本法成立
ケネディ米大統領「消費者の4つの権利」承認	94 製造物責任法(PL法)制定(95年施行)
68 消費者保護基本法制定	2000 消費者契約法制定
カネミ油症事件発生	訪問販賣法改正(特定商取引法に改称)
70 国民生活センター設立	01 牛海绵状脳症(BSE)感染牛発見
スモン病問題でキノホルム販売中止	03 食品安全基本法制定
72 PCBによる汚染魚問題発生	ヤミ金融対策法制定
73 第1次石油危機による狂乱物価、物不足騒ぎ	04 消費者基本法成立(消費者保護基本法改正)



↑ 消費生活センターの相談窓口（東京都新宿区）

消費者の権利を守るために、どのようなことが行われているだろうか。

④欠陥商品 こわれやすかったり、けがをする危険性のある商品、有害な添加物のふくまれた食品、副作用の強い医薬品など。

⑤ポストハーベスト 収穫後の農産物に農薬処理を行うこと。残留農薬のおそれがある。

⑥遺伝子組み換えの表示 一部の農産物および加工食品については、JAS法や食品衛生法で表示が義務づけられている。

⑦食品の履歴 農産物や食肉・魚介類などが、どこで誰にどのように生産されたかを明示することを、トレーサビリティ(traceability)という（→p.105）。

⑧消費者主権 アメリカのケネディ大統領は、1962年に「消費者の4つの権利」として、
・安全である権利
・知らされる権利
・選択できる権利
・意見が聞かれる権利を示した。

⑨消費者どうしの情報の共有 インターネット上の掲示板の普及とともに、昨今は情報の共有はかなり進んでいる。

⑩消費生活センター 消費者からの相談を受け付けており、消費に関する情報を提供したりしている。国のレベルでは国民生活センターがある。

消費者問題

消費者問題

もし君の買った商品に欠陥があって、損をしたり健康が損なわれたらどうするだろう。私たちのまわりにある商品には、ときに欠陥があるものがみられる。価格が不当につりあげられたり、誇大広告によって不必要なものまで買ってしまうこともある。悪質商法による被害も後を絶たない。このような、消費生活を通じて起こるさまざまな問題を消費者問題といいう。

最近では、クレジットカードの使いすぎや消費者金融への依存による消費者破産、通信販売やインターネット取り引きをめぐるトラブル、金融商品の元本割れといった問題も生じている。ポストハーベストや遺伝子組み換えの有無、食品の履歴の表示を求める声もある。

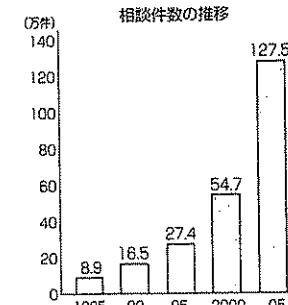
消費者運動

消費者に好まれない商品は市場で売れ残るのだから、消費者こそが生産のあり方を決める主権者である（消費者主権）はずである。しかし、商品のよしあしは、買ってからでないと分からことが多いし、消費は個別に行われるものなので、消費者どうしの情報の共有は行われにくい。

そこで、消費者が共同して団体を結成し、消費者問題の解決を図るようになった。商品の性能を比較・公開し、企業に改善を求める商品テストや、食品の成分表示を要求する運動などが行われている。

消費者行政と企業

消費者運動がさかんになるにつれて、政府に、消費者保護と企業の活動の規制を望む世論が高まった。1968年には消費者保護基本法が制定され、これにもとづき各地に消費生活センターが設置された。2004年には、消費者基本



↑ 消費生活センターに寄せられた消費者の相談件数と内容（『消費生活年報』2006年版）

クーリング-オフするには

- ・契約をした日をふくめて原則として8日以内に契約解除を書面で通知する。
- ・用紙（文具店にある）に書いて、配達証明付きの内容証明郵便で発送するとよい。
- ・契約金や損害賠償金は支払う必要はない。
- ・クーリング-オフできる商品や期間については規定があるので、確認しよう。

私たちの社会は自由な取り引きを原則としており、契約は守らなければならない。しかし、契約当事者が対等な関係がない状態での契約まで守らせることには問題がある。

そこで、訪問販売など消費者が要動的な立場に立たされがちな契約について消費者を守るものとして、この制度が設けられた。

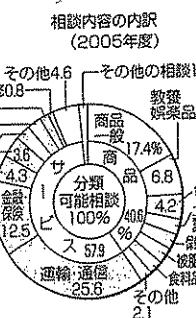
↑ ② クーリング-オフの制度 クーリング-オフとは、訪問販売や電話・街頭での勧誘販売などによる購入契約を一方的に解除できる制度である。

③ 法が制定されている。

1994年には製造物責任（PL）法が制定され、欠陥商品による被害への企業責任を問うことが可能となった。2000年に制定された消費者契約法では、不当な契約の取り消しなどについても定めている。また、5 消費生活用製品安全法では、指定の製品について重大な事故があったとき、企業は政府に報告し政府は情報を公表することとしている。

企業も苦情窓口を設けるなど、消費者運動に対処する姿勢をみせるようになった。最近では、企業には、商品や企業活動について説明責任（アカウンタビリティ）があるという考えが広まってきた。

10 消費者が商品を購入するということは、その商品や会社に対する支持を意味する。自分の消費生活が社会にどのような影響を与えることになるのか、見直してみよう。



資本主義社会は、自由な競争によって社会全体の利益が増大するというのが、一つの大きな前提である。しかしその結果、望まなかつた（不幸な）事態に直面する人々が必ず出てくる。もし自分がそうなった時、それを納得して受け入れられなければ、誰も競争に参加しなくなってしまうだろう。

競争への参加のためには、次の条件が満たされることが大切である。まず、成功するための必要な自由や権利は各人が平等にもっていること（機会の平等）。たとえば世襲や階級などで機会が制限されていれば、努力することがばかばかしく感じられるだろう）。さらに競争は、公平・公正な条件で行われること。そのうえで、望んだ結果が得られなかった人も、できるだけ自尊心を失わずにすみ、敗者復活のチャンスがあることである。

そうであれば、社会には活気と将来に対する希望があり、人々は安心して競争に参加でき、「自由競争によって社会全体の利益が増大する」ことにもなる。つまり、豊かな社会とは、政治分野で学習した自由権・平等権・社会権その他の権利が実質的に保障されてこそ実現できるのである。民主社会の倫理や社会正義の原理は、だれのためでもない、結局は私たち一人一人を豊かさへと導いてくれる宝ものなのである。

4. 消費者問題

わたしたちは消費者として、どのようなことに注意する必要があるのだろう。

消費者問題・運動のあゆみ

- 1948 主婦道合会（主婦連）結成
- 1951 日本生活協同組合連合会設立
- 1955 森永乳製品ミルク事件
- 1956 全国消費者団体連絡会議設立
- 1962 サリードマイド事件
- 1968 消費者保護基本法制定
カネミ油症事件
- 1970 国民生活センター設立
スモン病事件
- 1972 PCB汚染問題
- 1974 日本消費者連盟設立
- 1976 訪問販売法制定
- 1983 サラ金規制法制定
- 1985 惡徳商法による被差別化
- 1989 葵露事件
- 1994 製造物責任法（PL法）制定
- 1999 消費者契約法制定
- 2000 銀印裏面食中薙事件
- 2001 BSE問題表面化
- 2003 ヤミ金融対策法制定
- 2004 消費者基本法制定
- 2006 改正資金業法成立

ひろがる消費者問題

こんにち、わたしたちのまわりでは、大量の商品が販売されている。しかし、消費者のえる情報は、いつも十分で正しいものとはかぎらない。誇大広告・宣伝がおこなわれたり、有害な添加物を使った食料品や危険な副作用のある医薬品、欠陥のある自動車などが売り出されたこともある。大量生産・大量消費の現代社会では、危険商品や欠陥商品などにより被害が生じると、その深刻さとひろがりは非常に大きなものとなる。

情報化の進展とともに、従来なかった新しい消費者問題も発生している。たとえば、インターネットを利用したマルチ商法などの悪徳商法があとをたたない。また、販売方法も訪問販売や通信販売、電話勧誘などがひろがり、売買契約をめぐるトラブルが増えている。

こうしたトラブルは、消費者の安易な契約態度に原因のあるものが多くない。契約には責任がともなうことに注意しなければならない。また訪問販売などでは、一定期間内であれば、無条件で契約を解除できるクーリングオフがあることも知っておく必要がある。

多重債務と自己破産

近年、さまざまな種類のカードの使用がひろがり、それらによって安易に商品やサービスを購入したり、また広告・宣伝によって手軽さが印象づけられた消費者金融から無計画に資金を借り入れたりして借金を重ね、返済困難におちいる消費者が増えている。こうした多重債務者や自己破産が急増しており、社会問題化している。

消費者運動

これまで消費者の側では、欠陥商品や有害商品の追放をすすめる商品テスト運動や、自分たちで協同組合をつくり、安全でよりよい品物をより安く消費者に届ける生活協同組合（生協）運動がすすめられてきた。また、農産物の産直運動などによって、生産者と消費者が提携する動きも活発になっている。地元でとれた農産物を地元の消費者に届ける「地産地消」の運動も各地にひろがっている。

企業の責任と

消費者行政

消費者保護のためには、企業が社会的責任を自覚するとともに、行政の役割が重要である。1962年、アメリカのケネディ大統領が表明した「4つの権利」¹⁹¹⁷⁻⁶³（安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見が反映される権利）の影響を受け、日本でも1968年に、消費者保護基本法が制定され、消費者の利益・安全を守るために政策がとられるようになった。また、消費者主権の考え方もひろがり、地方公共団体も各地に消費者センターを設け、消費者の要望を受けとめるなどの対策を講じている。

また1995年には、欠陥商品による被害の救済を目的に製造物責任法（PL法）^{Product Liability}が施行された。これによって、製品の欠陥によって被害が生じた場合、メーカーは過失がなくても損害を賠償する責任を負うことになった。2000年には、不当契約や悪質業者などから消費者の利益を保護することを目的とした消費者契約法が制定された。消費者の立場を守るために、企業や行政の側のいっそうの努力とともに、消費者自身の自主的な判断力を高めることがたいせつである。



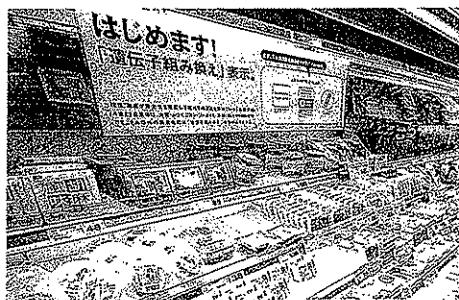
地産地消 生産者と消費者の距離が縮まり、消費者は安心して生産物を手に入れられる。

* 消費者基本法

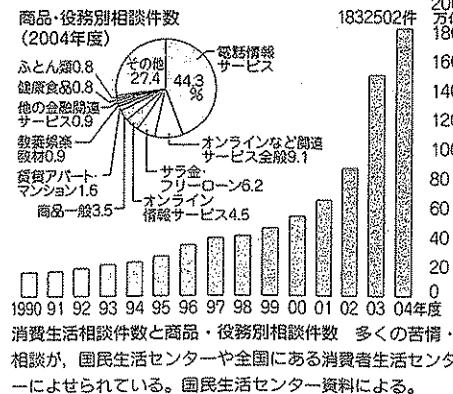
2004年に消費者保護基本法が全面的に改正されて成立。消費者の保護から、自己責任の確立と自立支援を監視するように改められた。

* 欠陥の推定

商品に記載された取扱説明書通りに使用して事故にあった場合、その製品に欠陥があったとみなすこと。欧米ではPL制度の根幹にあるが、日本では取り入れられていない。



トレーサビリティ 食品がいつ、どこでつくられ、どのように流通されたかという生産履歴をあきらかにする制度。食 p.27, 89)によって、農業や害虫に強く、日もろのする作物の安全に対する消費者の信頼回復につながると期待されている。写真は、携帯電話で野菜の生産者情報をよみとる消費者。は安全性を疑問視する声も出されている。



50 消費者問題

1. 消費者問題発生の背景

現代の寡占市場 → カルテルなどにより、消費者が高い商品を買わざる。技術革新 → 新製品の誕生 → 使用法や特性に不慣れな消費者が被害を受ける。大量生産 → 欠陥商品の出現 → 消費者が被害者になる。事業者に比べて、消費者の商品情報に限りがある → 売買のうえで消費者は不利。環境問題の深刻化 → 消費者も問題解決に努力する必要がある。

2. 主な消費者保護制度

消費者契約法にとづく消費者契約の特徴・・・不適切な勧誘による意思表示取消権など
製造物責任制度（PL制度）・・・製造物責任法を根拠とする
特定商取引（訪問販売など）の規制とクーリングオフ
悪徳商法の存在：消費者関連法に反する商法であったり、法の網をすり抜ける商法

3. 消費者金融の現状と問題点

無担保、無審査：消費者金融の広まり
多重債務者の増加：ヤミ金融からの借り入れ → 深刻な社会問題へ

消費者問題関連年表

年	事項
1946	食糧メーテー「米よこせ大会」
48	主婦連成（不良マッチ放送運動の実施）
51	日本生活協同組合連合会結成
52	全国地域婦人団体連絡協議会（地婦連）結成
55	森永ヒ素入りミルク事件発生（西日本中心130人死亡）
56	全国消費者団体連絡会（全国消連）結成
60	にせ牛乳（クリアを牛乳と偽った）事件発生
62	中性洗剤の有害論争起きる。サリドマイド事件（催眠剤服用による奇形児出生）発生
65	アンブル入り風邪薬によるショック死
66	ユリア樹脂食器の販売を禁止（ホルマリン検出）
67	ポッカレモンの不当表示問題発生
68	消費者保護基本法公布。カネミ油症事件発生（→写真）。地場連100円化粧品発売
69	欠陥車問題発生。人工甘味料チクロの使用を禁止
70	カラーテレビ二重価格問題で消費者5団体が不買運動。国民生活センター発足。キノホルム販売禁止
71	DDT・BHC等有機塗装系農薬の使用制限
72	PCBによる汚染魚問題発生。SF商法苦情続出
73	石油危機で物不足と狂乱物価始まる（チリ紙騒動）
74	AF2（殺菌剤）を全面禁止。灯油ヤミ・カルテル訴訟
75	合成洗剤追放運動。塩ビモノマー食品容器問題化
79	滋賀県で合成洗剤追放条例制定、「80年施行
83	水銀電池回収問題発生。サラ金規制法公布（二法）
85	豊田商事、投資ジャーナルなど悪徳商法発生
88	消費税導入。鶴岡灯油訴訟、最高裁敗訴
91	証券会社の損失補てん問題。ダイヤルQ2苦情多発
94	米の不作により各地で米不足が発生。PL法公布
95	PL法施行、食品の日付表示、製造日から期限表示へ
97	公取委、再販指定商品（化粧品等）の指定取消
2000	雪印乳業食中毒事件
2001	消費者契約法・特定商取引法施行、牛海绵状脑症（狂牛病、BSE）発生
2002	ヤミ金融問題が深刻化
2003	オレオレ詐欺による被害が社会問題化
2006	パロマガス湯沸かし器死亡事件が表面化

消費者問題の一例 力ネミ油症事件



1968年カネミ倉庫が製造した食用油にダイオキシン類のP
解説 CDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）が混入したために発生した大規模な食品公害事件。皮膚疾患や内臓疾患が主な症状であり、被害者は少なくとも1万4000人を超える。

PL制度

商品の大量生産によりさまざまな欠陥商品が出現し、多くの商品事故が発生するようになった。しかし、民法709条によれば、被害を受けた消費者は損害賠償を得るために、製造者の故意または過失を証明しなければならなかった。これでは被害者が裁判で勝てる見込みはほとんどない。

そこで、商品に欠陥が存在したことさえ明らかにできれば被害者が損害賠償を得ることができるというPL制度が必要となったのである。PL制度は企業側に無過失責任、欠陥責任を認める考え方であり、「過失なければ責任なし」という近代民法の原則を修正したものである。（→資料3）

資料 6

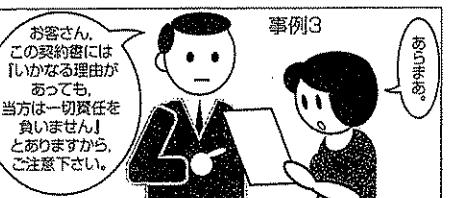
1. 消費者契約法

事業者に比べて、消費者は商品や取引に関する情報や事業者との交渉力の面で弱い立場にある。これをふまえて、消費者契約法では、

（ア）事業者の不適切な契約勧誘により消費者が誤認して契約した場合（事例1）や困惑して契約した場合（事例2）は契約を取り消すことができる。（不適切な勧誘による意思表示取消権）



（イ）契約内容が不适当であれば、これを無効にすることができる。（事例3）（不当条項ルール）



→ こうした契約条項は全部または一部無効

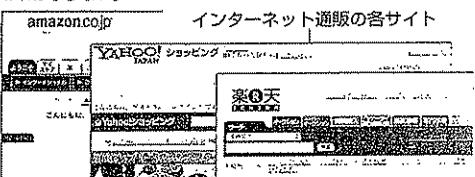
2. PL法による訴訟事例

訴訟名（被告）	訴訟時期（判決）	訴訟額（原告額）	摘要と原告の主張
紙パック容器訴訟（東京都の紙パック製造会社など）	95年12月（2000.2控訴棄却）	91万円	業務用紅茶紙パックの開封リングで指を切ったのは被告が安全対策を怠っていたため。
学校給食O-157食中毒事件	97年1月（99.9確定）	7,700万円（4,937万円）	疫原性大腸菌O-157に汚染された学校給食を食べたため、小学生女性が死亡した。
エアバッグ破裂手指骨折事件（自動車陷入者等）	98年11月（00.2和解）	21万円（0.2和解）	エアバッグの突然の破裂によって手指を骨折し、脳外科医の原告が多大な損害、苦痛を被った。
草薙火災一起化炭蒸中毒事件	99年11月	1億1,588万円	自動車火災により一起化炭蒸が毒殺した男性の両親が、責任を認めない原告に訴訟を提起。
カップ運転物置入廻症下痢事件（カップ運転会社）	00年6月（00.12和解）	99万円	カップ運転に混入した物質により体調を崩す。検査の過程でインフルエンザなどにもかかった。
低脂肪乳等食中毒事件（乳製品メーカー）	01年7月	6,614万円	低脂肪乳の飲用で下痢などを発症、PTSDに陥るなど、精神的苦痛を被った。

3. 特定商取引の種類～特定商取引法の知識

内容・具体例	おもな規制事項	クーリングオフ
訪問販売	・販売員が自宅に来てモノやサービスを売る。 ・キャッチセールスを含む ・アポイントメントセールスを含む	クーリングオフ 8日間
通信販売	・郵便、インターネット、テレビ、新聞雑誌などを使った販売	クーリングオフ 8日間
電話販売	・電話をかけてモノやサービスを売る ・資格商法として利用されることがある ・強引な勧誘、ニセ情報による勧誘は禁止	クーリングオフ 8日間
連鎖販売取引	・特定の商品を販売しながら、他の人を販売員に勧誘すれば収入が得られるというシステムを作って、販売組織を拡大していく	クーリングオフ 20日間
特定継続的役務提供	・エステサロン、語学教室、家庭教師学習塾を対象とする ・契約が長期に及ぶので途中解約のルールを定める。	クーリングオフ 8日間
業務提供	・副業のチャンスがあると勧説してその仕事に必要な商品を販売する（いわゆる内職商法）	クーリングオフ 20日間

解説 2001年6月訪問販売法が改正されるとともに、特定商取引法に法律の名称が変わった。訪問販売法では訪問販売だけを規制の対象としていたが、特定商取引法では他に、通信販売や電話販売なども加わった。特に、インターネットでの販売で消費者を保護する規制を明記している。ここにあげた特定商取引の中には悪徳商法（→資料5）と組み合わせたものがあるので、充分注意なければならない。



サイトには、個人情報や通販に関する但し書きが必ず示されている。

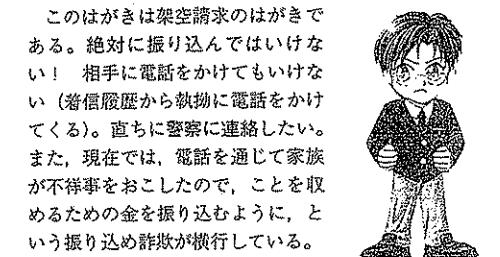
資料 6の2

架空請求と振り込め詐欺

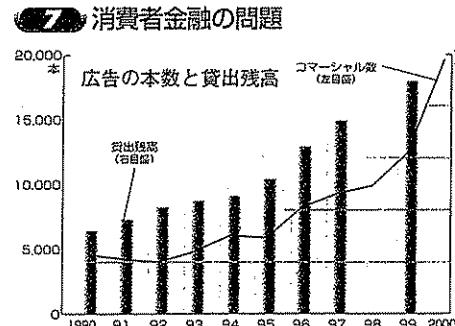


最終通告書	
この度、貴社がご利用になつた有料サイトの利用料につき、私共は未納利用料金の回収作業を代行させて顶く事になりました。	
つきましては、下記に記載の指定口座までご入金して頂けます。尚且つ、お支払いがない場合、貴様のご自宅、勤務先等へ直接回収を行う事となりります。	
その際かかる費用、調査費用、交通費等の追加、別途回収手数料も合わせてご請求させて頂きます。	
振り込み △△銀行 ○○支店 口座名簿 61XXXXXX 合計お支払い金額〇〇万円 (未納利用料金〇〇万円、遅延損害金〇千円、回収手数料〇千円)	
ご連絡先 〇〇法律事務所全額回収センター 手数料〇千円	

- A 前悔もなく、いきなり「最終通告」はおかしい
- B 領収名が記名されていない
- C 正式な領收証の通知が来る前に、回収業者から領收証の通知が来ることはない
- D 実際に自宅や勤務先へ来た例はほとんどない
- E 利用明細が明記されていない
- F よく見ると連絡先の電話番号になっている
- G もっともらしい名前で請求。住所も記されていない



消費者金融の問題



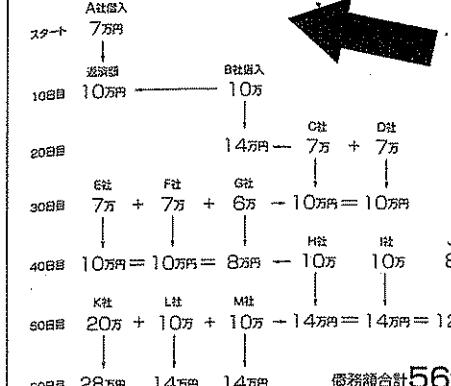
(宇都宮健児「消費者金融」岩波新書)
消費者金融は無担保、無審査を原則とする手軽さから1990年に比べて3倍も増加している。消費者金融大手5社に限っても総口座数は1114万口 (2001年) に達しており、国民のおよそ10人に1人が消費者金融を使っている勘定になる。

グレーゾーン金利撤廃

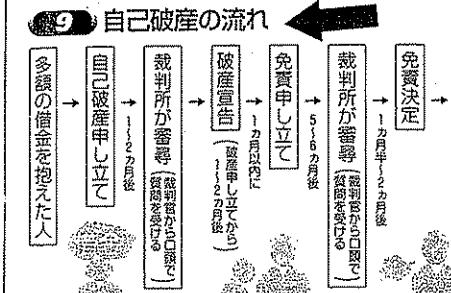
長い間、消費者金融業者は利息制限法 (元本100万円ならば15%が上限) と出資法 (上限金利29.2%) の間の金利 (グレーゾーン金利) を貸し出していた。借り手は知らないうちに支払わなくていい利息を支払っていたのである。これが社会問題としてクローズアップされたため、2006年12月資金法の成立により、2009年末には上限金利が利息制限法の上限に一本化されることになった。

消費者金融業者は高金利での貸し出しができなくなつたため、現在、他社との業務提携をはかるなど、事業の見直しを迫られている。

多重債務の恐ろしさ



スタート時にはA社から借りた7万円は10日後に元金と利息の合計で10万円に達するその返済のためにB社から10万円を借りる。20日目にはB社への借金が14万円に膨らんだため、C社、D社それぞれから7万円ずつ借りる。それが30日目にそれぞれ10万円、合計20万円に増える。その返済のために……こうして複数の消費者金融から借金 (債務) を負ってしまう多重債務に陥る。



多重債務に陥って返済が不可能になった時は裁判所に自己破産の申し立てをする方法が有効である。裁判所より破産宣告を受けた後、免責決定により免責が確定すると、借りていた元金や利息の支払いは免除される。

重要語

消費者問題
商品を生産販売する事業者と消費者との間で生じる問題。具体的例としては悪徳商法、欠陥商品、虚偽の商品表示など。

消費者主権

どのような商品が生産され、販売されるべきかを決定するのは消費者であるという原則。

消費者契約

消費者と事業者との間の商品やサービスの売買契約。

消費者の権利

安全を求める権利、知らざれる権利、選ぶ権利、意見

が聞き届けられる権利の4つ。ケネディ大統領が1962年に提唱した。

消費者保護基本法

1968年消費者の利益を守り、消費生活の安定や向上を目的に制定された法律。PL (製造物責任)

商品の欠陥や説明不足により消費者が被害を被った時は製造者が過失がなくとも責任があるという考え方。

クーリングオフ

訪問販売などで契約を結んで、商品を購入した場合などは買賣契約を取り消すことができる制度。

消費者金融

金融機関による個人向けの貸し出し、無担保の場合が多い。消費者金融会社が得意とする分野である。

ヤミ金融

出資法に定められた上限金利 (29.2%) を越えて力を貸す違法な金融。

国民生活センター

国民生活に関する情報の提供や調査研究を行う特殊法人。

消费者生活相談をはじめとした幅広い業務を行つて、2004施行。消費者保護基本法を抜本的に改正、「消費者の権利」の尊厳・消費者の自立支援を基本理念などを規定した法律。

析 提供する。
消費者生活センター

消費者生活に関する相談、苦情の処理、商品に関する各種テストなど、その他消費者生活に関する各種広報等の業務を行う目的で、設置。全国513か所 (2005年11月現在、うち都道府県161、政令指定都市21、市区町村331)。

消費者基本法
2004施行。消費者保護基本法を抜本的に改正、「消費者の権利」の尊厳・消費者の自立支援を基本理念などを規定した法律。

5 悪徳商法の具体例

①商品を売るよりも、販売する会員を勧誘することに重点を置いているような商法
(該当する悪質商法)
・マルチ商法
・マルチまがい商法 (商品・サービス)
・浄水器、泡風呂、洗剤、寝具類など
※若者たちが、やがて加害者になることが多い。

②街角でセールスマンが声をかけてくる商法
(該当する悪質商法)
・キャッチセールス (商品・サービス)
・エステティックサロン、化粧品販売、自己開発講座、英会話教室など
※若者たちが、やがて加害者になることが多い。

③電話や手紙などで、「あなただけが選ばれた!」などと、消費者の自尊心をくすぐる商法
(該当する悪質商法)
・アポイントメント商法
・DM商法、資格商法 (商品・サービス)
・英会話教室、各種資格、ミスコン、会員権
※安易に取引や販売に出かけないこと。
また、過度なアンケートだと答めて契約させるケースもある。

④特定の会場あるいは家庭に消費者を集めて、集団心理を利用して商品を売り付ける商法
(該当する悪質商法)
・パーティ商法
・SF (催眠) 商法 (商品・サービス)
・玩具、錫などの家庭用品、宝石類など
※安い商品の実物配付などで会場の雰囲気を盛り上げ、目的の商品をドサクサに販売することが多い。

⑤新聞や雑誌で、利益や投資効果を誇大に宣伝する商法
(該当する悪質商法)
・街からいます商法
・アルバイト商法
・現物まがい商法 (商品・サービス)
・金、株などの投資、自販機、ワープロ
※広告に自分の商品やリスクの少ない投資など存在しないことを忘れない。訪問販売にも多いパターンである。

⑥セールスマンが直接家庭を訪問する商法 (訪問販売) で消費者の誤解や錯覚を利用する商法
(該当する悪質商法)
・現物まがい商法、かたり商法、サービス商法 (商品・サービス)
・忍耐、消化器、金、株、不動産、新聞
※玄関を開いたら、消費者の抜けである。

⑦運勢や心の不安、信仰心に取り入る商法
(該当する悪質商法)
・占い商法
・霊視商法 (商品・サービス)
・命運の鑑、多宝塔、印鑑、慈眼の除厄や供養など
※大抵のは支払った金額ではなく、供養する人や占うる人の貢献を気持ちなのである。

(木元鉄哉『悪質商法被害例と教訓法』自由国民社)

6 クーリングオフ

クーリングオフでの通知の書き方

契約日: 平成〇〇年〇〇月〇〇日	代表者 様	宛 先 住 所
姓名:	X X	簡易書留
商品の住所 (所在地):		
商品名:		
金額:		
上記の日付の契約は解約します。		
住所:		
氏名:		
電話番号:		



III 6. 消費者問題と消費者保護

➡ 関連 p.79

④ ひろがる消費者問題

私たちのまわりでは、大量の商品が売られている。しかし消費者は、企業が生産し広告・宣伝する商品を受け身の形で消費することが少くない。健康に害のある添加物が食品に加えられたり、危険な副作用のある薬品や欠陥のある自動車が売り出されたこともある。

情報化の進展とともに、新しいタイプの問題も発生している。インターネットを利用したマルチ商法などの悪徳商法があとをたたない。また、販売方法も、割賦販売・訪問販売・通信販売・電話勧誘などがひろがり、売買契約をめぐるトラブルがふえている。

こうしたトラブルは、消費者の安易な契約態度に原因があるものが少なくない。契約には責任がともなうことに注意する必要がある。ただ、消費者の自己責任が成立するためには、商品などに関する十分な情報提供が不可欠で

ある。また、自立した消費者を育成するためには、さまざまな教育や啓発も必要であろう。同時に悪質な業者に対しては、法的な規制なしにはトラブルを解決することは困難である。

なお、訪問販売などでは、クーリングオフ^{cooling off}の制度があることも知っておく必要がある。

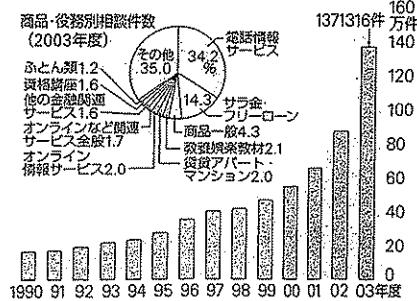
⑤ 多重債務と自己破産

近年、カードを利用して安易に商品やサービスを購入したり、また広告・宣伝によって手軽さが印象づけられた消費者金融から無計画に資金を借り入れたりして借金を重ねた結果、返済困難におちいる消費者がふえている。

こうした多重債務者や自己破産が急増しており、社会問題化している。

⑥ 消費者運動と消費者行政

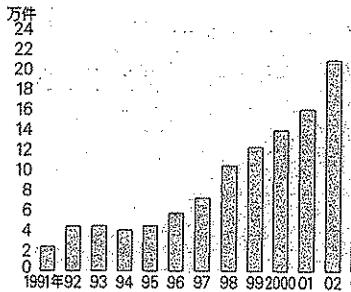
これまで消費者の側では、欠陥商品や有害商品の追放をすすめる商品テスト運動や、自分たちで協同組合をつくり、安全でよりよい



⑦ 消費者生活相談件数と商品・役務別相談件数 |多くの苦情・相談が、国民生活センターや全国にある消費者生活センターによせられている。国民生活センター資料による。

⑧ 「悪徳商法」の事例

ネットワークビジネス (マルチ商法)	ネガティブオプション (送り付け商法)
ねずみ餌(無限連鎖販)	代金請求商法 不當差額請求
キャッシュセールス	催眠商法・SF商法 (宣伝導入販売)
かたり商法(訪問販売)	自己啓発セミナー
点検商法・サービス商法	パーティ商法
現物まがい商法	展示会商法
アポイントメントセールス商法	内職商法・アルバイト商法
データ商法	盗聴商法
資格商法(さむらい商法)	



⑨ 自己破産件数の推移 |自己破産は、1995年境に増加の一途をたどっている。最高裁判所資料による。

⑩ トレー サビリティー |食品がいつ、どこでつくられ、どのように流通されたかを明らかにする制度。食品安全に対する信赖回復につながると期待されている。写真は、ケータイで生産者情報を読み取る消費者。

クーリングオフ



特定の取引について、いったん契約した場合でも、一定期間は消費者が自由に契約を解除することができる消費者保護の制度。文字通りには「冷却する」、「頭をひやす」を意味する。

⑪ 「欠陥の推定」が取り入れられておらず、紛争処理のための公的機関の整備も不十分であるなど、改善を要する点が少なくない。2000年には、これまでの個別法では対応しきれない不適正な販売方法や契約、悪質業者などから消費者の利益を守ることを目的に、包括的なルールを定めた消費者契約法が制定された。

study

消費者の自己責任を重視する考え方と、政府による規制を重視する考え方とを比較し、経済活動の自由と規制による消費者保護をどのように調整すべきかを、考えてみよう。

⑫ 消費者基本法

2004年に消費者保護基本法が全面的に改正されて成立した。消費者保護から、消費者の自己責任の確立と自立支援を重視するように改められた。

⑬ 欠陥の推定

商品に記載された取扱説明書通りに使用していく事故にあった場合、その製品に欠陥があったとみなすこと。

1948	主婦連合会(主婦連)結成
1951	日本生活協同組合連合会(日生協)結成
1955	森永ヒ素ミルク中毒事件発生。スモン病発生
1962	サリドマイド事件
1968	消費者保護基本法制定(2004年に全面改正)。カネミ油症事件発生
1970	国民生活センター発足
1972	割賦販売法改正(クーリング・オフ条項加わる)
1984	製造物責任(P.L.)法制定(翌年施行)
1995	薬害エイズ事件が問題化
2000	消費者契約法制定(翌年施行)
2004	特定商取引法改正(悪質な事業者に対するクーリング・オフ制度の改正)
2006	消費者契約法改正(消費者団体訴訟制度の導入) 賃金業法改正(貸し出しの上限金利を引き下げ)

訪問販売	店舗外での、指定商品・権利・役務の契約	8日間
電話勧誘販売	業者からの電話での、指定商品・権利・役務の契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法による。店舗契約を含む。指定商品制なし	20日間
特定継続的役務提供	エステ・外国語会話教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの継続的契約。店舗契約を含む	8日間
クレジット契約	店舗外での、指定商品・権利・役務でのクレジット契約	8日間
宅地建物取引	店舗外での、宅地建物取引。宅建業者が売主となるもののみ	8日間

◎おもなクーリング・オフ(国民生活センター資料)

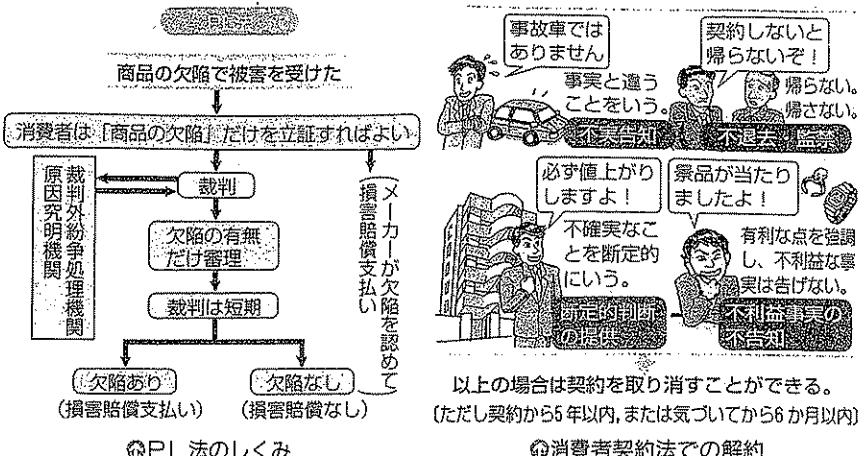
◎消費者問題・消費者運動の歩み

◎ 消費者問題

- ◎消費者問題には、どのようなものがあるのだろうか。
- ◎消費者保護の政策には、どのようなものがあるのだろうか。

消費者問題と消費者保護 現代では、次々に新しい商品が生みだされ、消費生活は豊かで便利になった。その一方、医薬品や食品などによって、消費者が被害を受けたり、欠陥商品による危害や被害を受けたりする例があとを絶たない。これが消費者問題である。(→p.178)このため、先進工業国の多くで、消費者の権利を保護し、消費者の経済生活を擁護することが重要な政策課題となった。1962年には、アメリカのケネディ大統領が、消費者の4つの権利を明確にした。この頃から、消費者問題に対する意識が高まり、消費者運動が本格的に展開されるようになった。消費者問題は、はじめ商品の安全性を追求することがおもな内容であったが、1990年代以降は、それに加えて、地球環境の維持を視野にいれた商品の開発やサービスの提供を求める運動(グリーン・コンシューマリズム)に性格を変えていった。

◎消费者的4つの権利 消費者保護基本法のモデルとなった権利で、①安全である権利、②知らされる権利、③選択できる権利、④意思が反映される権利、からなる。

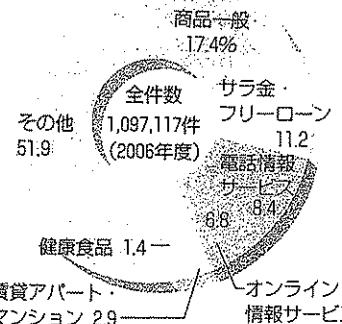
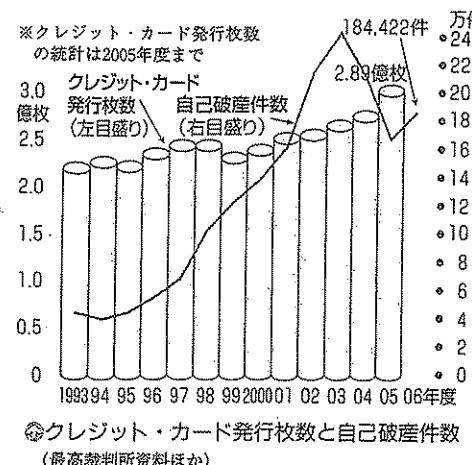
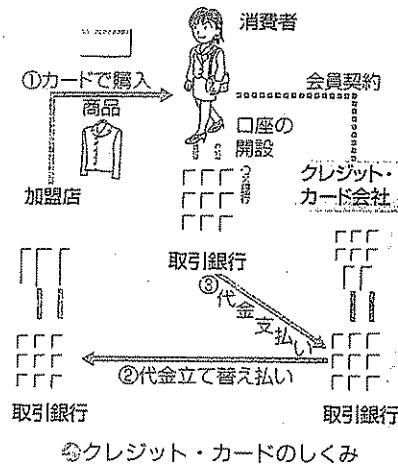


日本でも、1960年代頃から消費者運動が活発化した。こうした動きに対応して、国レベルでは国民生活センターを、各地方自治体では消費生活センターを設置し、消費者問題に対する対策を講じている。

消費者保護政策と企業の社会的責任 消費者の生活と権利を守るために、政府による企業の社会的責任が重要である。1968年には、消

費者保護基本法(2004年、消費者基本法に全面改正)が、広く消費者の権利を保護するために制定された。また、割賦販売法や特定商取引法(旧訪問販売法)では、消費者の立場を考慮して、一定期間内であれば、違約金や取消料を支払うことなく契約を解消できるクーリング・オフの制度を定めている。そして、製造物責任(P.L.)法(1994年制定)では、製品に欠陥があったことを立証すれば、製造者や販売者に過失がなくても賠償の責任があることを定めた(無過失責任制度)。さらに、消費者契約法(2000年制定)では、事業者が契約にあたって事実と違う説明などをした場合、その契約を解除できることなどが定められた。

しかし、法律や制度があれば、消費者は保護されるというものではない。まず企業が高い倫理性をもち、社会的責任を自覚しなければならない。そして、誤って欠陥のある商品やサービスを消費者に供給した場合は、被害を最小限にするために、積極的に情報などを開示して速やかに対応し、再発の防止に全力をあげることが必要である。



⑤炎上したリコール対象のマイクロバス
自動車のリコールとは、欠陥車が発見された場合、
国土交通省に届け出て自動車を回収し無料で修理する制度のことである。

れるようになった。そのほかにも、インターネットを利用した通信販売(電子商取引)をめぐるトラブルも生じてきている。
(→ p. 170)

■これからの消費者のあり方

消費者問題の発生を防ぐためには、企業・消費者・政府がそれぞれの立場と役割をよく自覚し、適切な対策を講じることが必要である。
(→ p. 130)

企業は、製品の安全基準や表示のあり方、個人情報の保護などについて、法を遵守するだけではなく、積極的な自主行動基準を策定し、消費者の信頼を得ることが求められる。

また、政府も被害にあった消費者を救済するという視点だけではなく、消費者被害の発生を未然に防止する施策を講じる必要がある。

さらに、消費者自身も契約に対する認識を深め、正しい商品知識を身につけて適切に判断し行動できる「自立した消費者」になるように努力することが求められている。

研究課題例

- ①契約をめぐるトラブルの事例を調べて、どのような問題があるのか、調べてみよう。
- ②インターネットを利用した取り引きが、ますます活発になると予想される。インターネットによる取り引きの長所と短所について、話あってみよう。

5

10

15



契約の意味と契約上の問題の解決方法

学習のねらい

- 契約の意味について知ろう。
- 契約にともなう問題発生の現状をみつけよう。
- 契約にともなう問題がなぜ起きるのか考えよう。

*1……未成年者(20歳未満)が、こづかいの額以上の契約をするときは、原則として親(親権者や後見人などの法定代理人)の同意が必要である(民法第4条「未成年者の行為能力」より)。

*2……たとえば、消費者にとっては、代金を支払ったのに商品が提供されない、注文と異なる商品が提供されるなどで、製造者にとっては、商品を提供したのに、代金が支払われないなどである。

◎損害賠償 債務を実行しない場合(債務不履行)や不法行為によって被った損害を、債務者や加害者が金銭などによって補てんすること(民法第415,416,709条)

*3……通常の商品の購入時には、口頭での契約が多いので、場合によっては、書面化を求めることが必要である。

▶1 契約の効力

◎コンビニで飲み物を買う



▶1 契約の意味

私たちは、商品を購入・利用して生活している。この購買行動は、商品を提供する事業者とそれを購入する消費者との契約にもとづいておこなわれている。契約は、友だちと気軽に交わす、自分の行動に責任がともなうだけの約束ではなく、¹法的な義務(債務)を発生させる約束ごとであり、両者が合意した時点で成立する。²両者が契約による取り決めに従い、債務を実行しなければならない。一方の債務が実行されないと³は、もう一方から損害賠償を請求することもできる。口約束でも契約は成立するが、重要な契約、複雑な契約では、¹⁰「契約書」をつくることが多い。

安易な契約をすることがないよう、契約する際は、不明な点を確認したり、契約書をよく読んだりして、その内容をさまざまな面からよく検討することが重要である。⁴

▶2 悪質商法の例

マルチ商法



キャッチセールス



アポイントメントセールス



違法なインターネットショッピング



▲ビデオ教材、割引サービス会員など

①上記のほか、高校生に消費者被害が多いものには、①電話での勧誘販売、②家庭への訪問販売、③雑誌広告による通信販売などがある。

▶2 契約の際に問題が発生することの多い悪質商法

販売目的を隠して消費者に近づいたり、¹誇大(おおげさ)あるいは虚偽(嘘)のセールストークで勧誘したり、契約を強要したりするなど、巧みな方法で契約を結ばせる悪質商法が、²消費者をねらっている。消費者に正確な情報が知らされないままなかば強制的に契約が結ばれるなど、そのしくみが非常に複雑・巧妙化している。ときとして被害者が知らず知らずのうちに加害者になってしまうケースをも引き起こす。

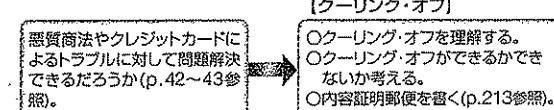
▶3 契約上のトラブルから消費者を救済する法律・制度

通常の店舗以外の場所での契約は、不意打ちや強制的な状況でおこなわれやすい。このような契約から消費者を守るために、³契約の解除や申し込みの撤回ができるクーリング・オフ制度が特定商取引法などにもうけられている。また、勧誘時に事実でないことをいう、事実を隠して誤認させる、強引に⁴その場から帰らない・帰さないで、困惑させたまま契約をさせた場合に、⁵契約を取り消すことができるなど消費者被害の防止・救済を目的とした、⁶消費者契約法もある(2000年制定)。

▶3 さまざまな販売方法とクーリング・オフ制度の関係

取引内容	期間	適用対象
訪問販売 電話勧誘販売	法定の契約書面の交付された日から8日間	店舗外での指定商品・権利・役務の取り引き(3,000円未満の現金取り引き、乗用車を除く)
業務提供添 引販売取引 (内閣・モニタ ー商法)	法定の契約書面の交付された日から20日間	すべての商品・権利・役務
連鎖販売取 引(マルチ 商法)	法定の契約書面の交付された日から20日間	すべての商品・権利・役務
特定継続的 役務提供	法定の契約書面の交付された日から8日間	エステティック・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス

▶4 消費者を救済する法律や制度の例



【消費者契約法(p.213参照)での救済】

- ①事実でない情報を与えられた場合。
- ②消費者にとって利益となる情報だけで、不利益な情報が提供されない場合。
- ③不確実な情報を確実な情報として告げられた場合。
- ④断っているのに、勧説の場所から出て行かないで行かせない場合。

△このほかに、「特定継続的役務提供」には「中途解約権」が認められている。また60万円以下の金銭支払いを請求する事件について、原則として1回の審理で即日判決を下す制度である「少額訴訟手続き」という方法もある。

レポート

ペリ クーリング・オフについて具体的に調べよう

あなたの生活に身近なクーリング・オフ制度の内容について調べよう。対象とならない商品には、どのようなものがあるだろうか。

いいな、消費者問題に関連する書籍や広告、インターネットの情報や消費生活センターなどの公的機関を直接たずね、資料を集めて参考にするとよい。

*4……取り引き内容によっては、期間の制限が異なったり、適用対象が違ったりして、解除・撤回ができないこともありますので、注意が必要である。

*5……消費者取り引きの包括的な法律である。

7

消費者信用の利用と実態

*1……2004年度のクレジットカード発行枚数は、2億7,338万枚で、すべての国民一人当たり、平均2枚程度持っている計算になる(日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計」2006年)。

▶1 クレジットカードの種類別発行元とおもな特徴

種類	発行元と特徴
銀行系カード	銀行または銀行の子会社が発行、加盟店が多い
信販系カード	信販会社が発行、加盟店が多い
流通系カード	大手小売店やそのグループ会社が発行、小売店ごとの特典がある

▲お金に困ったカードには、クレジットカードのほか、お金を借りるための「ローンカード」「キャッシングカード」、預貯金を引き出すための「キャッシュカード」などがある。1枚のカードが複数の機能をあわせもつ場合が多い。

▶3 クレジットカードのメリット、デメリットの例

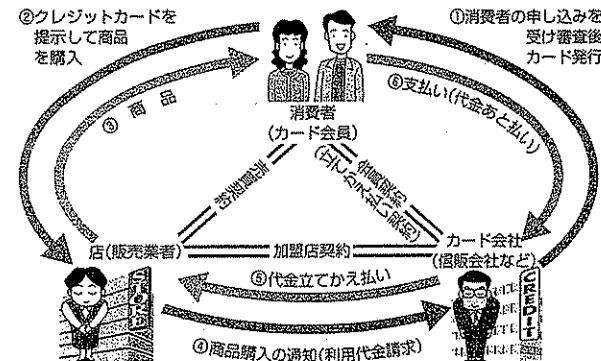
メリット	デメリット
・現金が手元になくても買い物ができる	・必要以上の買い物をしてしまいがちになる
・多額の現金を持ち歩かなくてもすむ	・手数料がかかる場合がある
・支払はたかず	・盗まれたり、なくしたりすると悪用される危険がある
・・・	・・・

▲これらのトラブルがなぜ起こったのか考えてみよう。

① 販売信用

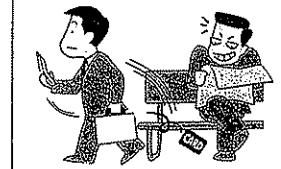
消費者が買った商品の代金をその場で支払わず、あとで必ず代金を支払うという信用(クレジット)にもとづいて購入する取り引きを販売信用といいます。クレジットカードでの購入などがこれに当たる。クレジットカードは、カード会社により信用が供与されたことを示すものである。三者間契約の代表的な例で普及率は高いが、メリット、デメリットがあり、さまざまなトラブルも起こっている。よって、利用には注意が

② クレジットカードのしくみ



③ クレジットカードのトラブル例

●なくしたカードを使われて
Aさんは、カードをなくしたが、忙しさにまぎれてカード会社に紛失届を出し忘れていた。ある日多額の請求書が届き、カードを拾われ悪用されていたことを知った。「すぐに届け出るべきだった。保険制度も確認不足だった」とAさんは反省している。



●友だちにカードを貸したら
Bさんは、高校時代の友だちに頼まれて2~3日カードを貸したところ、2か月後50万円の請求書が届いた。友だちに連絡してもつかまらない。「支払い義務は、だれが使おうとカードの持ち主にあることを忘れた私が悪かった」とBさん。結局お金と友だちの両方を失ってしまった。



学習のねらい

- クレジットカードについて知ろう。
- 消費者金融について知ろう。
- 消費者信用の利用に必要な自己管理について考えよう。

必要である。

クレジットカードなど販売信用による支払いを利用する場合は、財布の中の現金は減っていないなくても、支出しているという自覚をもたなければならない。また、支払い時期や支払い金額を正確に把握するなど、適切な自己管理も重要となる。

④ 消費者金融

消費者が金銭を借りる取り引きを消費者金融といいます。銀行やサラリーマン金融(サラ金)などの消費者金融業者が、消費者に対し、使い道を限定せずに現金を融資し、消費者は借り入れ利用後、期日までに返済しなければならない。無人の自動契約受け付け機やインターネットによる申し込みなど簡単な資金システムが普及しているが、担保を取らない貸し付けは、一般に金利が高いので、安易な利用は禁物である。

⑤ 消費者信用

販売信用と消費者金融を合わせて消費者信用と呼ぶ。消費者信用を利用すれば、支払いが終わる前に商品を使ったり、まとまった出費を避け、ある一定期間にわたっての支出を計画したりできる。また、簡単に現金を手にすることもできる。しかし、安易さの反面、無計画な利用は、多重債務や自己破産などの問題を引き起こす危険性が高いので、いっそうの注意が必要である。

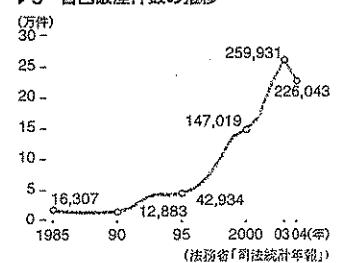
*2……金を借りるために担保を必要とする貸し付けと無担保のものがあるが、サラ金に代表される無担保のものが多い。担保を必要とするものには、銀行などの定期預金を担保とするものなどがある。

⑥ 担保 債務不履行の際に債務の返済を強制する手段として、あらかじめ債権者に供しておくもの。

⑦ 多重債務 あちこちに債務を重ね、借金の額が支払い能力を超えて返済不能になることで、そうなった人を多重債務者という。

⑧ 自己破産 債務を返済しきれなくなつた(債務不履行)消費者が、裁判所に破産を申し立てること。裁判所の審理により破産宣告がおこなわれる。破産者は、①弁護士になれないなど資格が制限される、②一定期間クレジットが利用できない、などの制約を受ける。

⑨ 自己破産件数の推移



レポート

消費者金融のトラブルについて理解しよう

出資法(出資の受け入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律)は、わが国の金利を規制する法律であり、そこでは、高金利の金銭貸し付け業者に対して処罰対象(たとえば、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金など)になると定められている。ヤミ金融とは、正規の金融機関以外の者がおこなう金融、また、法定外の金利でおこなう金融をいう。これらの問題を通して、消費者金融についての理解を深めよう。

金利と法律に 強くなる カード社会の落とし穴

その 1 金利と法律

(1) 利息制限法と出資法（わが国の金利を規制する法律）

利息制限法……元本10万円未満は年20%、元本10万円以上100万円未満は年18%、元本100万円以上は年15%を制限金利と定め、制限金利を超える部分は法律上支払わなくともよいこととなっている。
 出資法……貸金業者の上限金利を年29.2%と定め、それを超えると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこれらが重ねて科される。

（注）多重債務問題を抜本的に解決するため、平成18年12月に“新貸金業法”が成立、公布され、出資法の上限金利の引き下げ（29.2%→20%）、グレーゾーン撤廃が公布から約3年を目指になされる予定。

その 2 各種金利の数値を参考に下記グラフを完成しよう。

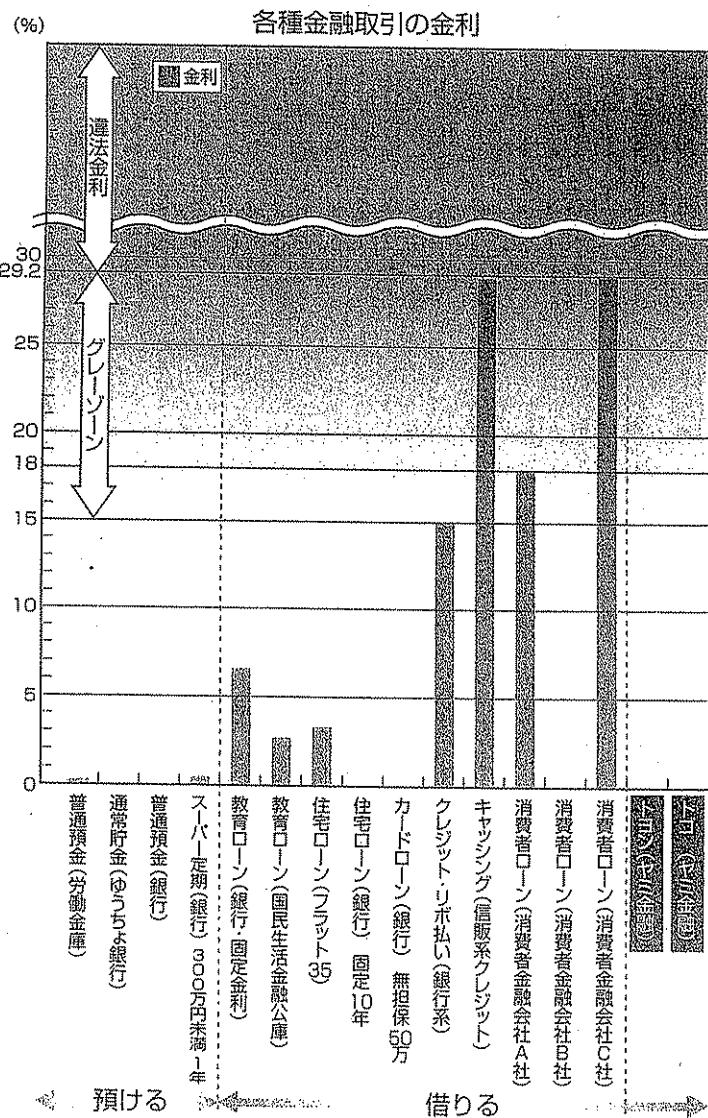
(1) 下の金利表をみて右表内のグラフに下記の種類の金利を書きこもう。

通常貯金・銀行普通預金・銀行住宅ローン・銀行カードローン・消費者金融B社

2008/1/31現在

①普通預金(労働金庫).....	0.200%
②通常貯金(ゆうちょ銀行).....	0.21%
③普通預金(銀行).....	0.200%
④スーパー定期(銀行)300万円未満 1年	0.350%
⑤教育ローン(銀行・固定金利).....	6.625%
⑥教育ローン(国民生活金融公庫).....	2.5%
⑦住宅ローン(フラット35).....	3.17%
⑧住宅ローン(銀行)..... 固定10年	3.600%
⑨カードローン(銀行)..... 無担保50万	17.900%
⑩クレジット・リボ払い(銀行系).....	15.0%
⑪キャッシング(信販系クレジット)....	29.00%
⑫消費者ローン(消費者金融会社A社)....	18.0%
⑬消費者ローン(消費者金融会社B社)....	25.55%
⑭消費者ローン(消費者金融会社C社)....	29.2%

(2) 金利を比較してわかったことをまとめよう。



資料 10の2

その3 ホントに有利？その金利

金利は年利で
考えようね。



お金を借りる時も預ける時も、有利な金利のものを選ぶのが基本です。でも金利の言いかたはいろいろあって、ついひっかかりそうになるのです。つねに年利に直して比較してみましょう。

- (1) 駅でもらったティッシュのウラに [〇〇クレジットなら、日歩8錢。] という広告。

→まず年利に直すと $8\text{ (錢)} \div 100 \div 100\text{ (円)} \times 100 \times 365\text{ (日)} = ()\%$

計算結果からあなたは、この金利は次の内のどれだと考えますか。

- ①すごく有利だから借りたい ②よく考えたら“並”だ ③法定金利を超えるひどいもの

- (2) 借金で首が回らなくなって、紹介されたヤミ金融の金利が「トサン」(10日で3割)だった。これってどうなの？

→まず年利に直すと $30\text{ (%)} \div 10\text{ (日)} \times 365\text{ (日)} = ()\%$

計算結果からあなたは、この金利は次の内のどれだと考えますか。

- ①すごく有利だから借りたい ②よく考えたら“並”だ ③法定金利を超えるひどいもの

- (3) 「トヨン」「トゴ」の年利を計算し左ページのグラフ内に書き込もう。

ヤミ金融とは

貸金業の登録の有無にかかわらず、出資法の上限金利を超える金利で金銭の貸し付けを行う業者。金利は「トヨン」「トゴ」が多い。高利のヤミ金融から借りる人がいるのはなぜだろう。

その4 さらに金利の計算に強くなろう。

- (1) 消費者金融から200万円を年率29.2%で借りると、1年間の利子は [] 円となり、1ヶ月間の利子は [] 円である。

- (2) ヤミ金融の金利が「トヨン」(10日で4割)だとすると年利は [] % ということになる。100万円借りたなら、1年間の利子は [] 円である。

- (3) 次の場合、いつ返し終わって、その時の返済金総額はいくらになるだろうか。

①年利28% (月利2.33%の複利計算) で100万円借りて、毎月元利合計を3万円ずつ返済する。

②年利40% (月利3.33%の複利計算) で100万円借りて、毎月元利合計を3万円ずつ返済する。

	①	②
1ヶ月目	$1,000,000\text{円} \times 1.0233 - 30,000\text{円} = (A)$ 円	$1,000,000\text{円} \times 1.0333 - 30,000\text{円} = (B)$ 円
2ヶ月目	(A) 円 $\times 1.0233 - 30,000\text{円} = (B)$ 円	(B) 円 $\times 1.0333 - 30,000\text{円} = (E)$ 円
3ヶ月目	(B) 円 $\times 1.0233 - 30,000\text{円} = (C)$ 円	(E) 円 $\times 1.0333 - 30,000\text{円} = (F)$ 円
4ヶ月目以降	計算してみよう	
結論	5年半で返済。返済総額約198万円	
	払い終えることができるか はい　・　いいえ	

その5 多重債務に陥らないためには、どのような点に気をつけるべきか。

6%で複利なら12年で2倍になるんですね。

複利の法則

72 ÷ 年利 = 金額が2倍になる年数

金利6%でお金を受けた場合

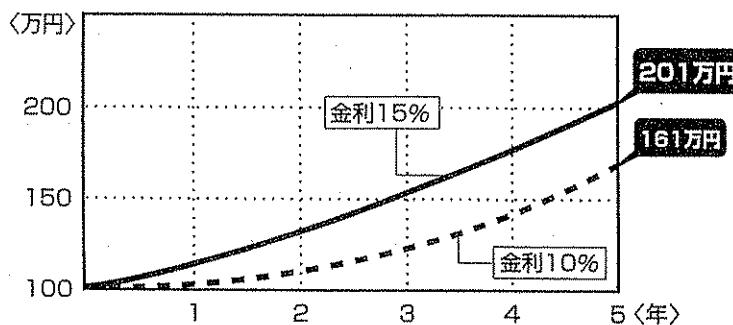
$$\downarrow \\ 72 \div 6 = 12 \text{ (年)}$$



クレジットカードの使いすぎなどで、借金の返済をするために別の消費者金融業者などから次々に借金し、雪だるま式に借金が増え続け、返済できなくなつた状態を多重債務といいます。

テレビで消費者金融や銀行のクレジットのCMが繰り返し流れ、街にも看板や広告があふれています。たった1回のキャッシングのつもりが、金利が高いため(表1)返済ができず、多重債務に陥る人が増加しています。

■図1 金利と返済額(100万円借りた場合)



■表1

(2008年4月現在)

通常借入利息	1年	15~18%
--------	----	--------

関係法令の改正を受け、金利の見直しが行われています。

クイズ

100万円を年利15.0%で借金すると、1年後の返済額は?
また、5年後の返済額はいくらになるでしょう?(複利計算) *答えはP16

● 多重債務の解決方法

多重債務など多額の借金を抱えて返済ができなくなった場合、生活を立て直すには次のような方法があります。

任意整理	弁護士などの法律専門家に依頼して貸金業者と交渉し、返済する。
調停による整理	簡易裁判所に調停を申し立て、調停委員が両者の調停をする。
個人再生手続き	借金の一部を原則3年間で返済する再生計画を立て、計画通り返済が終了すると、残りの借金は免除される。
自己破産	地方裁判所に自己破産の申し立てを行う。

※こうした手続きを行ったことは、個人信用情報機関に登録されるので、一定期間はクレジットや住宅ローンを利用したり、保証人になることはできません。

● 保証人って何?

(例) 友人から「クレジットで車を買うので保証人になってくれないか。絶対迷惑はかけない。」と言われたが、どうしよう!
保証人には単なる保証人と連帯保証人があり、法的な責任が異なります。

■保証人: 友人が支払わぬためにクレジット会社から請求があった場合、単なる保証人は「まず車を購入した友人に請求してください」と言う権利があります。

■連帯保証人: 保証人よりも責任が重く、契約者と同じ立場で請求を受けることになり、支払いを拒むことはできません。
保証人を簡単にやめることはできません。保証人になってしまったために多重債務に陥った人も多くいます。
安易な気持ちで保証人になるのはやめましょう!

● 名義貸しって何?

(例) 先輩から「携帯電話の契約をすれば1台につき1万円もらえる。料金は払わなくていいし、すぐ名義変更するから大丈夫。」と言われたので3台契約し携帯電話を渡した。しかし、電話会社から30万円の請求書が届いた。
他人に名義を貸すことを「名義貸し」といいます。事例では、電話会社と契約しているのはあなたなので、契約者(名義人)であるあなたに支払い義務があります。消費者金融の名義貸しの被害も発生しています。生徒手帳・学生証・運転免許証などは、名義貸しに利用されるおそれがあるので、安易に他人に渡してはいけません。